

別添

歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 補助対象 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 歯科医師臨床研修広域連携型プログラム実施事業</u> <u>臨床研修を実施している施設の内、令和9年度以降に広域連携型プログラムを実施しようとする歯科大学・歯学部の附属施設を対象とする。</u></p> <p>3 補助対象外 2(1)及び(2)については、国(国立大学法人、国立高度専門医療研究センター及び国立健康危機管理研究機構を含む。)が開設する病院は補助の対象としない。</p>	<p>別紙</p> <p>歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 補助対象 (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 補助対象外 2(1)及び(2)については、国(国立大学法人及び国立高度専門医療研究センターを含む。)が開設する病院は補助の対象としない。</p>

改正後	改正前
<p>また、臨床研修を行う施設において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお詳細は別に定める。</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 臨床研修事業</p> <p>「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(<a href="#">令和8年4月1日医政発0401第47号</a>、以下「施行通知」という。)に基づく事業とする。</p> <p>(2) 指導歯科医資質向上推進事業</p> <p>「歯科教育モデル・コア・カリキュラム<a href="#">令和4</a>年度改訂版」により、超高齢社会への対応、多職種連携・多職種協働やチーム医療を図るという観点から改訂された卒前教育の内容を指導歯科医に周知するための講習会を実施する。</p> <p>なお、講習会を実施するにあたり、以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 在宅歯科医療等研修推進事業 (略)</p>	<p>また、臨床研修を行う施設において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお詳細は別に定める。</p> <p>4 事業内容</p> <p>(1) 臨床研修事業</p> <p>「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」(<a href="#">令和3年3月31日医政発0331第75号</a>、以下「施行通知」という。)に基づく事業とする。</p> <p>(2) 指導歯科医資質向上推進事業</p> <p>「歯科教育モデル・コア・カリキュラム<a href="#">平成28</a>年度改訂版」により、超高齢社会への対応、多職種連携・多職種協働やチーム医療を図るという観点から改訂された卒前教育の内容を指導歯科医に周知するための講習会を実施する。</p> <p>なお、講習会を実施するにあたり、以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 在宅歯科医療等研修推進事業 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(4) 歯科医師臨床研修広域連携型プログラム実施事業</u></p> <p><u>施行通知に基づいて実施する歯科医師臨床研修プログラムにおいて、異なる地域における地域歯科医療を経験する観点から、広域連携型プログラムを実施するための体制整備を行う。</u></p> <p><u>なお、以下の要件をすべて満たすこと。</u></p> <p><u>①広域連携型プログラムは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県の臨床研修施設（うち当該施設の研修プログラムの募集定員の合計が 10 人以上の場合は除く）が、それ以外の道府県の臨床研修施設と連携し、それぞれ管理型臨床研修施設または協力型（Ⅰ）臨床研修施設として 3 月以上の研修を行う研修プログラムを実施するものとする。</u></p> <p><u>②プログラム責任者とは別に、広域連携型プログラムの研修に係る連絡調整を行う実施責任者を置くこと。</u></p> <p><u>③当該プログラムに関わる指導歯科医（協力型（Ⅰ）臨床研修施設等の指導歯科医も含む。）及びその他関係者が集まり、広域連携型プログラムに関する研修の到達目標、指導内容及び評価方法等を検討・共有するための会議等を年に 2 回以上開催すること。</u></p> <p>5 申請の手続き (略)</p>	<p>5 申請の手続き (略)</p>